

# 令和7年9月市議会定例会

## 選挙管理委員会事務局

### 議案説明資料

#### 目 次

##### 【条例案件】

- |  |     |
|--|-----|
| 1 富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | 1 頁 |
| 2 富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件        | 2 頁 |

# 1 富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件

[選挙管理委員会事務局]

## (1) 一部改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正するもの。

## (2) 一部改正の内容

選挙運動用ポスター 1 枚当たりの作成単価の限度額の引上げ

ア 現行 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

改正後 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下である場合

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

イ 現行 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合

$$\frac{28 \text{ 円 } 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

改正後 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合

$$\frac{30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

## (3) 施行日

公布の日

## **2 富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する 条例の一部を改正する条例の制定の件**

[選挙管理委員会事務局]

### **(1) 一部改正の理由**

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正するもの。

### **(2) 一部改正の内容**

ビラ 1枚当たりの作成単価の限度額の引上げ

現行 7円73銭 → 改正後 8円38銭

### **(3) 施行日**

公布の日